

子子発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式についても、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に、貴団体が独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)及び本通知を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

- ① 放課後児童健全育成事業の届出について(平成 27 年 3 月 13 日付け雇児育発 0313 第 13 号) 様式 1、2 及び 3

第 2 経過措置

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。